

令和2年10月2日

佐賀労働局長

加藤 博之 殿

佐賀地方最低賃金審議会

会長 富田 義典



佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年8月24日付け佐労発基0824第5号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

佐賀県陶磁器・同関連製品造業最低賃金

1 適用する地域

佐賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で陶磁器・同関連製品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じて主要な経済活動が陶磁器・同関連製品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間793円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり